

令和6年第2回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第1号～第3号 専決処分の報告について

議案第1号 令和6年度野田市一般会計予算

議案第2号 令和6年度野田市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和6年度野田市介護保険特別会計予算

議案第4号 令和6年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号 令和6年度野田市水道事業会計予算

議案第6号 令和6年度野田市下水道事業会計予算

議案第7号 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- ・市民税の減免の申請期限を個人の市民税と併せて賦課徴収される森林環境税の免除の申請期限に合わせるため、所要の改正をしようとするもの

- (1) 改正内容
第35条第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改める。
- (2) 施行期日 令和6年4月1日
- (3) 経過措置 この条例による改正後の規定は、令和6年4月2日以後に納期限が到来する市民税について適用する。

議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を整備するとともに、人事院勧告及び諸般の事情を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの

- (1) 主な改正内容
会計年度任用企業職員の勤勉手当等の取扱いを会計年度任用職員と同様とするもの（第1条）
基準日に育児休業をしている職員の勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を追加するもの（第2条）
会計年度任用職員の勤勉手当の新設及び期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後
勤勉手当	-	1.025月を2回 (計2.05月)
期末手当	1.275月を2回 (計2.55月)	1.225月を2回 (計2.45月)

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第9号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ・建築基準法施行令等の一部改正に伴い、建築関係手数料に関する規定を整備するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

建築関係手数料

ア 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料の規定を追加する。

イ 引用する法律名である「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

消防関係手数料

消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係るもののうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額を引き上げる。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第10号 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

第4条第1項及び第3項並びに第5条第1項において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の第2欄に掲げる事務の規定を「特定個人番号利用事務」に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を「利用特定個人情報」に改める。

(2) 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

議案第11号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・千葉県が示す標準保険料率との乖離^{かいり}を縮小することを目的として保険料率を改定するとともに、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、退職被保険者等、後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定等を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

均等割額の引上げ

基礎賦課分 8,400円 16,600円

後期高齢者支援金等賦課分 11,600円 12,900円

退職者医療制度の廃止に伴う退職被保険者等に関する規定の整備

後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ

220,000円 240,000円

軽減判定所得の引上げ

区分	改正前	改正後
5割軽減 基準額	基礎控除額(43万円) + $\frac{29}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者 等の数 - 1)	基礎控除額(43万円) + $\frac{29.5}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得 者等の数 - 1)
2割軽減 基準額	基礎控除額(43万円) + $\frac{53.5}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得 者等の数 - 1)	基礎控除額(43万円) + $\frac{54.5}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得 者等の数 - 1)

(2) 施行期日 令和6年4月1日

(3) 経過措置 改正後の野田市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第12号 野田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 主な改正内容

法において「管理不全空家等」の区分が新設されたことに伴い、現行条例の「管理不全な状態の空家等」の定義を「準管理不全空家等」に改める。

「準管理不全空家等」、「管理不全空家等」及び「特定空家等」に対する措置について規定する。

引用する空家等対策の推進に関する特別措置法の条項番号のずれを改める。

(2) 施行期日 公布の日

議案第13号 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・野田市営川間体育館の廃止に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

第3条の表及び別表から野田市営川間体育館の規定を削る。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第14号 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改

正をするとともに、利用料金制の導入に伴い、利用料金に関する規定を追加しようとするもの

(1) 主な改正内容

第4条第2号において引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項番号のずれを改める。

生活介護の利用について利用料金制を導入するため、利用料金に関する規定を追加する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

(3) 経過措置 改正後の使用料及び利用料金に関する規定は、施行日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第15号 野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

・第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料を改定するため、保険料に関する規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料を改定する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

(3) 経過措置 改正後の保険料に関する規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の経過措置期間の満了に伴い、関係条例の規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 一般原則に虐待の防止及び情報の活用に関する規定を追加する。

イ 市独自基準であった非常災害対策、衛生教育及び衛生管理等の規定について、省令で規定されたことから削除する。

野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 一般原則に虐待の防止及び情報の活用に関する規定を追加する。

イ 市独自基準であった非常災害対策及び衛生管理等の規定について、省令で規定されたことから削除する。

野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 基本方針に虐待の防止及び情報の活用に関する規定を追加する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第17号 野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

指定介護予防支援事業者の対象拡大（第5条第2項を新設）

記録媒体の規定の見直し（第7条第4項第2号の改正）

重要事項のウェブサイト掲載の義務化（第24条第3項を新設）

身体的拘束等の適正化の推進（第33条第2号の2及び第2号の3を新設）

モニタリングの見直し（第33条第16号の改正）

(2) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、の改正は令和7年4月1日から施行する。

議案第18号 野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の制定について

・人権教育及び人権啓発に関する施策並びに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を一体的に進めるため、野田市人権施策推進協議会及び野田市男女共同参画審議会を統合しようとするもの

(1) 主な制定内容

野田市人権・男女共同参画推進審議会を設置する。

ア 所掌事務

・市長の諮問に応じ、本市の人権教育及び人権啓発に関する施策並びに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の策定及び変更並びに円滑な実施の推進に関する事項について調査審議し、答申すること。

・本市の人権教育及び人権啓発に関する施策並びに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関して、市長に意見を述べること。

イ 委員は、人権擁護委員を代表する者、野田市女性団体連絡協議会を代表する者等により33人（令和8年3月31日までは35人）以内で組織する。

野田市人権施策推進協議会設置条例及び野田市男女共同参画審議会条例を廃止する（附則第2項による。）。

人権施策推進協議会の専門部会の調査審議事項であった野田市立福祉会館の運営に関し調査審議するため、野田市立福祉会館設置及び管理に関する条例を一部改正（附則第4項による。）し、福祉会館運営委員会を設置する。

ア 所掌事務

・市長の諮問に応じ、福祉会館の円滑かつ適切な運営に関する事項について調査審議し、答申すること。

・福祉会館の円滑かつ適切な運営に関して、市長に意見を述べること。

イ 委員は、人権擁護委員を代表する者等により9人以内で組織する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第19号 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 主な改正内容

第2条第1号のひとり親家庭等の父母等の定義において引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、現行法第10条第1項第2号に規定されている退去命令が、新法第10条の2に退去等命令として規定されることから、同条を規定に加えるもの

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第20号 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

特定教育・保育施設における重要事項の掲示の規定において、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの

特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合の第6条第2項の規定の適用において、同項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と読み替えるもの

電磁的記録等の規定において、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

(2) 施行期日 公布の日。ただし、の改正は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

・児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理しようとするもの

(1) 主な改正内容

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正

引用する児童福祉法の条項番号のずれを改めるとともに、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正

引用する児童福祉法の条項番号のずれを改めるとともに、「福祉型児童発達支援セン

ター」を「児童発達支援センター」に改める。
 野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正
 引用する児童福祉法の条項番号のずれを改める。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第22号 野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について

・次木親野井特定土地区画整理事業が完了したことに伴い、同事業の施行に関し必要な事項を定めた条例を廃止しようとするもの

施行期日 令和6年4月1日

議案第23号 野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

議会の同意を要する賠償責任の免除の根拠規定について、地方自治法第243条の2の8第8項に改める。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第24号 野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

第4条第1項、第32条第2項及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第25号 野田市斎場の指定管理者の指定について

・野田市斎場の指定管理者として、シナネンアクシア株式会社を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市斎場
指定管理者	所在地	東京都新宿区新宿四丁目3番17号 FORECAST新宿SOUTH6階
	名称	シナネンアクシア株式会社 代表取締役 中込 太郎
指定の期間		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第26号 野田市立あすなる職業指導所の指定管理者の指定について

・野田市立あすなる職業指導所の指定管理者として、社会福祉法人はーとふるを指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立あすなる職業指導所
指定管理者	所在地	千葉県野田市船形310番地
	名称	社会福祉法人はーとふる 理事長 小林 公平
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第27号 野田市楽寿園の指定管理者の指定について

- ・野田市楽寿園の指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市楽寿園
指定管理者	所在地	千葉県野田市鶴奉270番地の5
	名称	社会福祉法人野田みどり会 理事長 遠山 康雄
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第28号 野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市岩木小学校老人デイサービスセンター
指定管理者	所在地	千葉県野田市鶴奉270番地の5
	名称	社会福祉法人野田みどり会 理事長 遠山 康雄
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第29号 野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者の指定について

- ・野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者として、社会福祉法人はーとふるを指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立こだま学園 野田市立あさひ育成園
指定管理者	所在地	千葉県野田市船形310番地
	名称	社会福祉法人はーとふる 理事長 小林 公平
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第30号 野田市立せきやど図書館及び野田市関宿コミュニティ会館の指定管理者の指定について

- ・野田市立せきやど図書館及び野田市関宿コミュニティ会館の指定管理者として、株式会社図書館流通センターを指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立せきやど図書館 野田市関宿コミュニティ会館
指定 管理 者	所在地	東京都文京区大塚三丁目1番1号
	名称	株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第31号 令和5年度野田市一般会計補正予算（第12号）

議案第32号 令和5年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和5年度野田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和5年度野田市水道事業会計補正予算（第2号）